

## 空き店舗出店促進事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 商業の活性化を図るため、事業者が空き店舗へ出店する際に交付する補助金については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人

(2) 商店街団体 商店街の振興を目的として組織した次に掲げるもの

ア 商店街振興組合

イ 商店街協同組合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、その他法人の商店街団体

エ アからウに掲げるもののほか、任意の商店街団体で市長が認めるもの

(3) 空き店舗 次に掲げるいずれかの日（以下「基準日」という。）から新たに締結した賃貸借契約の契約期間の初日（以下「契約初日」という。）の前日までの期間が、3月以上で、かつ、店舗の賃借人の募集を開始した日から契約初日の前日までの期間が3月以上の店舗

ア 前の店舗の閉店の日

イ 前の店舗の賃貸借契約の満了日

### (補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は市内に存する空き店舗を賃借して出店しようとする事業者のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 横須賀商工会議所において実施される「まちの寄（やどりぎ）審査会」において当該年度中採択を受けたもの。（以下、採択事業）

(2) 別途定める期間までに営業を開始すること。

(3) 出店する店舗において小売業、飲食業、宿泊業、その他地域の活性化に資するものとして市長が認めるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。）を開業すること。

(4) 店舗の賃貸借の契約期間が3年以上であること。

(5) 店舗を転貸しないこと。

- (6) 第3号に掲げる営業を行うことについて法令の許可が必要な場合は、当該許可を受けること。
- (7) 出店する地域の商店街団体に加入すること。なお、出店地域に商店街団体が無い場合はこの限りではない。
- (8) 市税を滞納していないこと。
- (9) 出店に際しては、横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。)第2条第2号及び同条第3号に該当しないこと。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請の際に、補助金等交付申請書に添える書類は次に掲げるものとし、規則第4条第2号に規定する予算書は省略するものとする。

- (1) 採択事業であることを示す書類
- (2) 事業計画書(次に掲げる事項を記載したもの)
  - ア 賃借しようとしている店舗の位置
  - イ 締結しようとしている賃貸借契約の契約締結の予定日、契約期間等
  - ウ 事業内容
- (3) 前の店舗の基準日及び店舗の賃借人の募集を開始した日が確認できる書類
- (4) 法人その他の団体にあつては、役員の名、名前のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表
- (5) 個人にあつては、名、名のふりがな、住所、生年月日及び性別(以下「名等」という。)を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に当該者の名等の記載がある場合は、省略することができる。
- (6) 商店街団体に加入したことを示す書類。なお、出店地域に商店街団体が無い場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、1事業者について次に定める額とする。

- (1) 開業に要した店舗改装費、設備設置費、備品購入費、宣伝費等の1/2の額とし、上限は50万円とする。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 賃貸借契約書の写し

- (2) 店舗の開店を確認できる写真、案内チラシ等
- (3) 商店街団体に加入していることを証する書類
- (4) 営業時間、定休日、従業員数等の店舗の事業内容がわかる書類
- (5) 営業を行うに当たり、法令により許可等を受けることが必要なときは、  
許可書等の写し
- (6) その他市長が交付要件の確認に必要と認めた書類。なお、出店地域に商店街団体がいない場合はこの限りではない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。